

平成26年度（第7回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成26年10月6日（月）

第7回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成26年10月6日(月) 午前10時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西謙讓

議 事

第35号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第36号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第37号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

出席委員

1番	宇井良子	2番	尾鷲壽夫	4番	小山喜行	5番	坂田莞爾
6番	阪田洋好	7番	坂本渡	8番	芝崎憲年	9番	鈴木利朗
10番	竹田敏明	11番	地當博己	12番	角是明	13番	中谷清可
14番	中村省一	15番	西謙讓	16番	西豊	17番	東地寧司
18番	平崎茂樹	19番	福島雄一	20番	増本昌弘	21番	山下敏文
22番	吉井孝夫						

欠席委員

3番 吉川きり子

出席した職員

森嶋・松山

議長	<p>それではただいまから、平成26年度第7回串本町農業委員会定例会を始めます。本日午後から予定しておりました研修会は、台風接近のため延期となっております。</p> <p>本日欠席届の出ている委員は3番の吉川委員です。14番の中村委員は少し遅れるということで連絡を受けております。本日の会議録署名委員は、7番の坂本委員、8番の芝崎委員を指名します。本日の議案は5件となっております。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速議題に入ります。議案第35号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。それでは事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	それでは、現地調査委員の報告をお願いします。
増本委員	20番、増本です。
議長	20番、増本委員。
増本委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。
議長	ございませんか。無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。
	次へまいります。議案第36号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い朗読)

議長	続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
宇井委員	1番、宇井です。
議長	1番、宇井委員。
宇井委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それではただいまの事務局の趣旨説明並びに現地調査委員の報告について、何かご質問等ございませんか。
吉井委員	22番、吉井です。
議長	22番、吉井委員。
吉井委員	これは申請者名義が、有限会社となっておりますがどうでしょうか。農地の取得は当時からできたのでしょうか。
議長	事務局どうですか。
事務局	登記簿を確認したところ、全て会社名義となっております。ご指摘ありましたとおり、会社名義で農地を所有するには農業生産法人となる必要があります。もともとこの会社は漁業関係の養殖をしている会社でして、昔の台帳を調べてみたところ、全筆は確認出来なかったのですが、以前に5条許可で取得した経緯がありました。ですので養殖場に転用したいということで5条許可により取得したが、転用事業が実行されないまま、しかももちろん農地としての利用もされないまま現在まで放置され、山林化したということだろうと推測されます。
小山委員	4番、小山です。
議長	4番、小山委員。
小山委員	この会社は大島でも、陸上施設で稚魚の養殖事業をやっておりました。ここ以外でもかなりの面積があったと思います。当時この場所もそのように利用する予定であったらしいです。しかし資金の都合で頓挫して、そ

	<p>のまま何十年も経過したんじゃないかなと思います。</p>
事務局	<p>登記上のことについては法務局の範疇でありますので、当時転用許可証をもってどのように手続きがなされたのか、正直分かりません。しかし現況については現地調査の結果、先程宇井委員からも報告頂いたように山林化していることが確認されておりますので、農地性があるかないかということでご審議頂ければと思います。</p>
議長	<p>確かに昔の案件でこういったよく分からないようなことがちょいちょい出てきます。しかしそれについて、例えば遡ってどうこうということもなりませんので、現況に合わせて対応していかなければどうしようもないと思います。どうですか皆さん。</p>
小山委員	<p>今更名義がどうのこうのといえないと思います。法務局の名義がそうになっている以上、そのように処理しないと仕方が無い。</p>
平崎委員	<p>18番、平崎委員。</p>
議長	<p>18番、平崎委員。</p>
平崎委員	<p>先程の報告で、境界も確認できないとあったが、境界も確認出来ないものをそのままにして良いのか。調査というのはそのためにあるのではないのか。分からないのであれば本人に聞いて。申請書を出してくるまでに、本人に確認してきちっとしておくべきこと。</p>
議長	<p>境界がきちっと確定していなければ受付しませんということはおそらくできない。境界を確定するのは本人同士の問題で、民と民の話なので、農業委員会がそんなところまで権限はないです。</p>
平崎委員	<p>じゃあ境界は全く関係ないのか。何のために現地調査をしているのか。</p>
事務局	<p>境界が全く関係ないということではありません。もちろん可能な範囲で境界の確認を行います。しかし会長が言われたように、農業委員会で境界を確定することはできませんし、地籍調査が終わってきちっと確定していない限り、はっきりとここと示すことは難しいと思います。しかしだからといって農業委員会の申請が出来ないかと言えばそうではありません。</p>

議長	まあしかし申請を受付するときに、申請者にその辺気をつけて話を聞いておいてもらう方が良いと思う。
事務局	はい、分かりました。
議長	他にありませんか。 質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。 次へまいります。議案第37号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
小山委員	4番、小山です。
議長	4番、小山委員。
小山委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。
坂田委員	5番。
事務局	5番、坂田委員。
坂田委員	ここも前回と同じく目的は太陽光発電をするということですか。

議長	4番、小山委員。
小山委員	はい、そう聞いています。
議長	他にございませんか 質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。 次へまいります。議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
増本委員	20番、増本です。
議長	20番、増本委員。
増本委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。
議長	質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。 次へまいります。議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請に

	<p>ついてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い朗読)</p>
議長	<p>続きまして現地調査委員の報告をお願いします。</p>
東地委員	<p>17番、東地です。</p>
議長	<p>17番、東地委員。</p>
東地委員	<p>(担当委員の現地調査説明等)</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p>
坂田委員	<p>この土地への進入路というのはあるんですか。</p>
東地委員	<p>進入路は郵便局の横から入っていきます。</p>
坂田委員	<p>私も以前ここに土地を持っていたことがあるんですが、以前ここに道をつけるという話があって、結局ついてないと思うんですが。その辺の問題は解決してるんですね。</p>
東地委員	<p>その道については確認できていませんが、周辺の同意書が全てつけられているので、その辺は問題ないかと思われます。</p>
議長	<p>他にございませんか。無いようですのでお諮りを致します。本案については原案通り可決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については原案とおりに承認することに決定致しました。</p> <p>以上をもちまして本日予定しておりました議案は全て終了しました。</p> <p>事務局の方から何かありませんか。</p>

